令和2年2月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年2月教育委員会定例会議

日 時 令和2年2月25日(火曜日)

午前9時40分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(4名)

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 後藤 眞琴

2番 委 員 成澤明子

3番 委 員 留守広行

4番 委 員 大森真智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼

学校教育環境整備室長 佐藤功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 﨑 浩 司

説明員

子ども家庭課長 櫻井清禎

子ども家庭課参事 今野正祐

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋藤忠男

教育総務課主事 伊藤大樹

傍聴者 なし

議事日程

・ 令和2年1月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- · 報告
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第31号 令和元年度美里町議会1月会議について
- 第 4 報告第32号 町内小学校における午前5時間制について
- 第 5 報告第33号 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について
- 第 6 報告第34号 美里町近代文学館長寿命化計画(案)について
- 第 7 報告第35号 公立・私立中高受験状況について
- 第 8 報告第36号 区域外就学について
- 第 9 報告第37号 指定校の変更について
- 協議
- 第10 いじめ・不登校対策及び生徒指導(1月分)について
- 第11 基礎学力向上等について
- 第12 令和元年度美里町議会3月会議について
- 第13 補助執行の協議について
- 第14 学校再編について
- 審議事項
- 第15 議案第21号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について (小規模保育事業施設みつばち保育 園)
- 第16 議案第22号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(事業所内保育事業施設ハミング保育 園)
- 第17 議案第23号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について (小規模保育事業施設こすずめ園)
- 第18 議案第24号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま保育 園)
- その他

行事予定等について

小中学校卒業式及び幼稚園終了式について

令和2年3月教育委員会定例会の開催日について

• 資料(配付のみ)

令和2年度保・幼・小・中に関わる主な行事予定

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年1月教育委員会定例会議事録の承認
- 第 1 議事録署名委員の指名
- 報告
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第31号 令和元年度美里町議会1月会議について
- 第 4 報告第32号 町内小学校における午前5時間制について
- 第 5 報告第33号 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について
- 第 6 報告第34号 美里町近代文学館長寿命化計画(案)について
- 協議
- 第12 令和元年度美里町議会3月会議について
- 第13 補助執行の協議について
- 第14 学校再編について
- 審議事項
- 第15 議案第21号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設みつばち保育 園)
- 第16 議案第22号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(事業所内保育事業施設ハミング保育 園)
- 第17 議案第23号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設こすずめ園)
- 第18 議案第24号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設 に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま保育 園)
- その他

行事予定等について

小中学校卒業式及び幼稚園終了式について

令和2年3月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- 報告
- 第 2 教育長報告(人事について)【秘密会】
- 第 8 報告第36号 区域外就学について【秘密会】
- 第 9 報告第37号 指定校の変更について【秘密会】
- 協議
- 第10 いじめ・不登校対策及び生徒指導(1月分)について【秘密会】
- 報告
- 第 7 報告第35号 公立・私立中高受験状況について【秘密会】
- 協議
- 第11 基礎学力向上等について【秘密会】

午前9時40分 開会

○教育長(大友義孝) 皆さん、改めましてお疲れさまでございます。今日はどうぞよろしくお 願いいたします。

朝早くから総合教育会議、ありがとうございました。続いて教育委員会の定例会でございま すので、今日、案件は少し多いわけでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ただいまから令和2年2月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席をいたしております。また、一部の事項におきまして学校教育専門指導員、青少年教育相談員が出席する予定となっておりますことをお申し添えさせていただきます。

それでは、会議を始めます。

まず、令和2年1月の教育委員会定例会の議事録の関係でございます。こちらにつきまして、 事務局から説明ありましたらお願いしたいと思います。

- ○教育総務課課長補佐兼総務係長(藤崎浩司) 教育委員の方々には事前に配付はしておりましたが、一部誤字、脱字のご指摘がございましたので、そちらを修正した上で署名と公開の手続を進めたいと思っております。
- ○教育長(大友義孝) 一部誤字、脱字があったという部分でございますので、修正をし、署名 と公表作業に入るということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

では、そのようによろしくどうぞお願いいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長(大友義孝) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名いたします。今回は、1番後藤委員、2番成澤委員にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長(大友義孝) それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告に入ります。

既に委員の皆様方には教育長の報告事項をお渡しさせていただいておりましたが、この内容 につきましては、人事異動等の資料を含むために非開示資料ということにさせていただきたい と思います。若干時間を借りまして報告をさせていただきたいと思います。

大きくは、4点の部分であります。1つは、小中学校の校長会議の連絡事項、それから園長・ 所長会議の連絡事項、それからアメリカのウィノナ市からの学校訪問予定、さらには1月の定 例会以降に行いました行事・会議等の内容について報告をさせていただきたいと思います。

まず、ページを開いていただきまして、1ページ、これは校長会議の事務連絡事項でございますが、2つ目の教育課程のところには、今年度のまとめと次年度の教育計画の策定をしっかり立ててほしいと。内容は、学校評価、評議員さんからいただいた内容をもとにやっぱり反省すべき点は反省し、次の目標に向かって進んでいっていただきたいということを申し述べさせていただいております。

それから、4番目の管理・運営の中で児童生徒の健康管理、これは教職員もそうなんでありますが、新型コロナウイルスの感染警戒本部が今設置されておりますということを報告をしてございます。この資料については、5ページ目のところにパンフレットでありますがついております。この9ページ目のコロナウイルスの感染症に関してなんですが、この電話ですね、宮城県の相談窓口と国の相談窓口が、電話番号が今度はフリーダイヤルになっておりますので、一部変わっているところがあります。改めてこの部分について、コピーはとっていなかったので申しわけございませんが、この電話番号だけ変わっているということをご確認いただきたいと思います。

それから、2ページ目にまいりまして、こちらは教職員の人事に関してであります。これから話す部分につきましては、会議資料も非開示ということになりますので秘密事項に値しますので、この部分は非公開ということにさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

それでは、この部分から、課長補佐、非開示ということで、会議録のほうも開示しないようにお願いいたします。(「はい」の声あり)

○教育長(大友義孝) 次に、3ページ目の一番下なんですが、こちら中学生にかかわる派遣事業ということで、令和2年度なんですが、一つは「長崎に学ぶ」という行事があります。それから、中高生のアメリカ派遣事業があります。こちらについては、町のまちづくり推進課が所管してございますけれども、日程的にこの2つは毎年、中学生の「長崎に学ぶ」は3年に2回の派遣事業になるんですね。令和2年は「長崎に学ぶ」は派遣事業の対象になります。さらに、3)の北方領土青少年現地視察というのが令和2年度はございまして、こちらのほうを視察に行っていただいた後に美里町を会場に宮城県内のこの北方領土に関するイベントが開催されるということになります。したがって、中学生を派遣して、その感想や、実体験ですね、そういったものを経験していただくということになっておりまして、詳細については41ページについてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。ただ、この3つの部分を、各中学校3校の中学校に校長先生方にお知らせしておりますが、1)と2)は実費徴収金があるんですね。保護者の負担になると。それから、3)はこちらは実費がないということになりますので、その人選なども今後検討していただきたいという内容でございます。

それでは、続きまして、少し飛んで申しわけございませんが、25ページに飛んでいただき たいと思います。

後ほど、学校教育専門指導員からも多分話があると思いますが、次年度の総合教育センターの事業計画がここにあるんでありますが、25ページの中段以降のところの3番目の支援事業ですね、市町村教育委員会と連携した学校サポート事業、通称連サポと呼ばれております。この中で、この連携サポートに関して美里町も名乗りを上げているんですが、ここに美里町なくなっているんですよね。何でなのかなと思って、ちょっと確認しているところなんですが、やる予定で進んでいます。(「僕も不思議だなと思う」の声あり)うんと不思議だったんですが漏れたんだろうなと思って、次年度もこれは継続していくという考え方でおるところです。ちょっと気になる点がそこでございました。

それから、29ページ目は各学校において事務の指導がありました。その中で気になる点、

全て載せてあるようですので、この辺については見ていただきたいと思います。

それから、32ページ目になります。

下の段のほうに3、生徒指導と書かれております。こちらについては、生徒指導の状況一覧が37ページにあります。平成30年度、31年度比較表が出ているんですが、これ北部教育事務所管内のことでありますが、不登校の実人数、これは小学校で72人、中学校では269人という不登校の実人数が出ているということであります。

それから、いじめの件数ですね、こちらのほうについても中学生のほうは減っているんですが、小学生のほうがふえていると。そのいじめの内容の部分について若干問題はあると思うんですね、大なり小なりいろいろあるんですけれども。多いからだめなんだ、少ないからいいんだという内容のものでもないということですね。そういった部分でございます。

それから、授業の抜け出し、これが小学校が圧倒的に多くなってきている。この捉え方、押さえ方にも若干問題があるだろうということを、教育長連絡会の中でも話しされておりまして、特定の子が何回も抜け出しすれば1回、2回、3回、4回と数えてしまう。そういった捉え方をしているので、それをやっぱり実人数っていう扱いで捉える方法がないのかということが話題となっています。これが、平成31年度の12月までの結果なんですね。ということになります。

それから、続いて、43ページには、これは遠田警察署からいただいた資料を添付させていただいております。鉛筆書きでちょっと申しわけなかったんですが、県全体では多くなっている、しかし遠田警察署管内では少なくなりました。ただし、再犯率が35.2%もあるということでございます。このようなところも、警察のほうも注視して、学校と警察と一緒になって少年非行の部分を抑制しているということでございますのでごらんいただければと思います。

次に、46ページにまいります。

今年の、姉妹都市でありますウィノナから訪町団が参ります。日程的には4月14日から21日までということでございまして、14日に日本に到着いたしますが、16日には各高等学校や中学校、小学校に16、17にかけて訪問して交流するということになってございます。今回は、今まで小学校の訪問というのがなかったのでありますが、今回は青生小学校に交流授業ということで行くことにさせていただいております。授業内容、学校とも既に連絡調整とっておりますので、そちらのほうで対応したいと思いますので、委員の皆様方もご出席のほど、お願い申し上げたいと思います。

以上、幼稚園の園長・所長会議の資料もありますけれども、以上のような内容でございます。

後ろのほうには、1月の行事等々つけておりましたのでごらんいただきたいと思います。 以上で、教育長の報告ということにさせていただきますが、委員の皆様方からご意見、ご質 問ございますでしょうか。後藤委員。

- ○委員(後藤眞琴) まず初めに、僕は、教育長の報告、こういうふうに出させていただいて、 予習をさせていただいて……いろいろ勉強、今までわからないことや断片的にわかってたこと がこういうふうに知らさせると、本当に、指導主事訪問の趣旨は何なのかとかね、そういうこ とがよくわかりましたので、教育長さん、これからも予習できるように前もって教育長報告、 よろしくお願いします。
- ○教育長(大友義孝) わかりました。大変ありがとうございます。インフルエンザで寝ている 最中、どの資料にしようかっていろいろ考えておりましたので。できる限り告示と同時に配付 できるようにしたいと思います。
- ○委員(後藤眞琴) こんなふうに細かいところまで、よろしくお願いしますね。(「わかりました」の声あり) それで、一つ質問したいんですけれども、この「長崎に学ぶ」中学生派遣事業の実費はどのくらいになっているの。
- ○教育長(大友義孝) 3万円から3万5,000円というお話でした。
- ○委員(後藤眞琴) それから、ウィノナの関係、これは幾らになりますか。
- ○教育長(大友義孝) これは今8万円で行っているんですが、大分厳しくなってきているということのようです。
- ○委員(後藤眞琴) 実は、僕のところに中学2年生がおるんですが、長崎の派遣事業に行って、その感想文が広報に載った子どもなんですけれども、その人に僕はたまたまお葬式で会って、今度じゃあウィノナに行けばいいねってお話ししたんですよね。そうしたら、お金がかかるから行けないんだっていうお話なんです。そうすると、この辺も前々から申し上げているんですけれども、考えなきゃならないことだろうと思うんです。せっかく、異文化交流、理解のために行っているというものがありますので、行きたい子どもが行けるようなものを町でも考えて。その子は、行ってきたいのかって聞いたら行ってみたいんだけれどということなのでね。よろしくお願いします。
- ○教育長(大友義孝) これ、どちらもまちづくり人材育成基金を使って派遣事業になっている わけなんですね。まちづくり人材育成基金の協議会がありますので、こちらのほうでも話題を 出していきたいと思いますので、何とか中学生で行きたい子が行けるような配慮を、何とか考 えていけるように話をしていきたいと思います。

- ○委員(後藤眞琴) このウィノナ派遣は国際交流協会がやってるの。
- ○教育長(大友義孝) 実質的には、町としてはまちづくり推進課なんですが、実務運営については国際交流協会のほうに委託というんですかね、事業をお願いしているというふうになるんですね。
- ○委員(後藤眞琴) 国際交流協会が主催でなくて、町が国際交流協会に、
- ○教育長(大友義孝) (「ちょっと、よろしいですか」の声あり) どうぞ、次長のほうがわかる ね。
- ○教育次長(佐々木信幸) 主催はあくまでも国際交流協会でございます。当初から、今派遣人数こんなにふえていますけれども、当初は英会話コンテストで選んだたしか1人か2人くらいからスタートしているんです、その当時から国際交流協会の主催事業で、町は、さっき教育長がお話しになりました基金のほうから予算を繰り入れて補助金としてその子たちに出すというような仕組みになっております。ただ、姉妹都市交流、当然町とのかかわりがある事業でございますので、町からも職員をそれに同行させるという形でずっと一緒に進めてきておりますが、事業はあくまでも国際交流協会の主催事業ということでございます。
- ○委員(後藤眞琴) ちょっとだけ。どうもありがとうございます。僕は、町がもし主催しているんだったら、この行く子供を英語がしゃべる子供が行くっていうふうに今は選んでいますよね、ある程度しゃべれるような。僕は、むしろしゃべれない子が、英語嫌いな子が向こうに行って、聞いて、やっぱり日本語だけではだめなんだと、いろいろな国の言葉があるから勉強しなきゃだめなんだなっていうことを覚えただけで大したもので、帰ってきたら勉強しようという気が出てくるんでないかと思うですけれども。国際交流協会が主催だったらそれは向こうのお考えがありますからね、こっちでは何とも……、
- ○教育次長(佐々木信幸) そうですね。ただ、選考の仕方としては、始まった当時は本当に英 会話のコンテストのみで判断していましたけれども、最近は多分日本語での面接だったり、あ るいはちょっとした作文とかそういったものも選考の中に取り入れて、単純に英語だけの成績 で選んでいるということではないと思います。
- ○委員(後藤眞琴) その作文は日本語で。
- ○教育次長(佐々木信幸) 日本語だったと思いますね、たしか……違いましたっけ。私ちょっとその……(「日本語だね」の声あり)わかりませんが。
- ○委員(成澤明子) 今おっしゃったとおりで、最初は本当に英会話コンテストから始まりました。しかし現在は、英語は今の段階で余りしゃべれないんだけれども非常に行く先について興

味と関心を持っているような子供たちを掘り起こそうということで、英語のそういうお話の仕方と、それから日本語の作文と、それから日本語による会話といいますか、いろいろなお話の結果、総合して選んでいるようです。だから、国際交流協会そもそもが会員の会費で成り立っているので、なかなか旅費まで手が回らないところを町で補助してもらっているという、そういうような感じですね。

- ○委員(後藤眞琴) 僕は前に、何年、七、八年になるかと思うんですけれども、このウィノナ の来た中高年2人、自分の家に泊めたんだけれども、全然日本語なんかわかりませんでした。 それで、1週間前に、ちょびっと練習してきたということでしたよ。だから、そういう気楽なもので行けたら、本当にありがたいと思います。
- ○教育長(大友義孝) そうですね。学園都市というウィノナ市ですから、教育委員みんなで行くのも一つありなのかなと。(「市立大学もありますもんね」の声あり)教育学というんですかね、そういったところを視察研修するのもいい機会なんだろうけれども、多分予算は無理でしょうから実費で行くということになろうかと思いますけれども。ただ、このウィノナの関係で、ウィノナ市では記念の年に、今年か来年なるそうなんですけれども、何の記念の年なのか、桜なのか、その調印式から10年とか何かの記念の年なのか、スポーツ交流をやりたいということらしいんですね、中学生の。ですから、バスケットボールとかバレーボールとかサッカーとか、いろいろな部があるんですけれども、どういった形でそれが実現できるのか、今後検討する必要があるなと思っています。ただ、時期的には恐らく夏休み期間中になるんじゃないかなとは思うんですけれどもね。通常の10月下旬ごろの渡米日程というのはなかなか難しいんだろうなと思っています。ただ、今回もどうなんでしょうね。コロナウイルスの関係もありますし、ちょっと心配なところはありますけれども。今の予定はこういう状況であるということでございます。

よろしいでしょうか、教育長の報告。(「一つ」の声あり)どうぞ。

- ○委員(成澤明子) 2ページの内々示とかのところで、割愛人事という言葉が出てきたんですが、割愛人事って具体的にどういう感じなんでしょうか。
- ○教育長(大友義孝) よく、市町村の教育委員会の中に現職の先生方が来ていただくケースがあります。これは、指導主事の先生とかですね。今、当町では学校教育専門指導員という形で教育員会がその人選して、本町では先生のOBさんに来ていただいているんですが、そうじゃなくて現職の人に来ていただくというのが割愛人事になるんですね。
- ○委員(成澤明子) 現職の人は本来の仕事を持っていて、

- ○教育長(大友義孝) いや、身分が、今は県費職員ですから身分は宮城県の身分を有しておりますね。それを一時的にそこでストップさせて、市町村の身分の職員にするっていうことなんです、身分的に。ですから、学校現場は離れてしまって、美里町であれば美里町の教育委員会の業務を行うということになるわけです。
- ○委員(後藤眞琴) そのとき、給料の面では何か優遇措置があるんですか。教員の給料と、その職員の給料では違って教員のほうがいいですよね。それで、僕はそういうことがあるので割愛で欲しいんだけれどもよろしくお願いしますと。大学では、誰が、あんたここに行けっていうようなのありませんので。自分で決めますので。必ずそこの行く責任者に、その勤めているところにわざわざ来て、割愛してくださいっていう形をとるんですよね。ここの場合は、県教委が全部決めますよね、配置を。ですから、そういう教員間の間だったら何も差がなくて、職員と教員の間にはそういう給料の差があって、何かの措置があって同じようにするとか、あるいはその分は我慢してもらって、退職金の場合には教員として勤務したような措置をするとか、そういうことがあるんじゃないかなと、僕これを……、
- ○教育長(大友義孝) もちろん、それはあります。割愛人事の要綱があって、教育職の今位置 づけで給料表がある者を、行政職に転換しちゃうわけですね。宮城県の中でも同じです。学校 現場の先生方は教育職でいっていますけれども、県庁内部に入っちゃうとそれが行政職に変わ ってしまいますね。その違いはあります。どの位置からどの部分に行くかというの、これは詳 細は私持っていないんですけれども、その違いはあります。ただ、身分が県職から市町村の身 分になっても、退職金の計算方法については継続するということになりますから余り変わりは ないと。ただ、今までの通例となっていうのが、割愛人事で市町村教育委員会に来られる方と いうのは、教諭だった方が教育委員会に来て、出ていくときには教頭職で出ていくとか。教頭 職だった方が教育委員会に来て、出ていくときは校長職で出ていくとか、いろいろなパターン があるようです。同等身分で行ったり来たりというのは余り聞いたことはないです。ただ、お 金は市町村で払うことになりますから、給料の面それから退職金の掛け金の部分、それから共 済費、それは全部こちら側の負担になってくると。そこで、成澤委員から今お話のように、今 後、美里町教育委員会としても中学校の開校にあわせた2年前くらいには、やっぱり割愛人事 として教育委員会に来ていただいて、4月からすぐに動けるような体制をとらなくてはならな いだろうと。それは、今ある中学校にも統合1年前からは、さっき言いましたように加配の先 生ということで、特別に1人はつけてもらえるんです。それから、統合後1年間は1人つけて いただけるんですけれども、それは学校なんです。教育委員会の配置ではないので。その部分

に関しては教育委員会で考えていかなくてない。いろいろ考えた結果、1年前に各学校に来ていただくっていうことになれば、そのうちの誰か1人教育委員会に来てもらえばいいんじゃないかっていうことも頭の中をよぎるんですけれども、それはないということなので。ないんだったらできるように話をしていくのも一つだろうなと、今いろいろと事務所の所長さんにもそのお話はさせていただいているところです。

- ○委員(後藤眞琴) それ、ぜひお願いしますね。県の職員を教育委員会に派遣していただいて、 開校を進めると。そうすると、町に負担ないですものね。
- ○教育長(大友義孝) 統合ではないですけれども、今現在大崎市には何人だったかいらっしゃいますし、栗原市にもいらっしゃいますし、また統合の関係で加美町には今年度から1人入っております。そういった状況で、この割愛人事という部分の申請の方法、お金のかからない方法で割愛人事をお願いする考え方を、今後も詰めていきたいなと思います。

よろしいでしょうか。(「教育長、一つ」の声あり)留守委員。

- ○委員(留守広行) この、行事・会議等の中で、明日、近代文学館のほうで七十七銀行との調 印式ってあるんですけれども、これ何の調印なんでしょうか。
- ○教育長(大友義孝) これは(「連携協定」の声あり)連携協定。具体的な資料は、庁議の資料だね……、申しわけありません、委員、休憩時間挟んでその連携協定の内容の部分、委員の皆さんにお上げしたいと思いますので。それで勘弁してください。ちょっと行けないと思うんですけれども、私、これには。そういうことでございます。

じゃあ、以上で教育長の報告を終了させていただきます。

日程 第3 報告第31号 令和元年度美里町議会1月会議について

- ○教育長(大友義孝) それでは、日程第3、報告第31号 令和元年度美里町議会1月会議に ついて、報告をお願いいたします。教育次長、お願いします。
- ○教育次長(佐々木信幸) お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

資料は、こちらの令和2年1月21日提出という議会へ提出の資料でございます。

この内容につきましては、この会議自体1月24日の会議だったんですけれども、その前日の1月23日に開会しました定例会の中で、内容につきましては一度ご説明しておりましたので割愛させていただきますが、補正予算、それと教育委員の人事に関する任命についての2つ、

今回は提案されております。いずれも、議会におきまして可決されておりますので、その結果 ということでご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長(大友義孝) ありがとうございました。

以上が報告ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

日程 第4 報告第32号 町内小学校における午前5時間制について

- ○教育長(大友義孝) では、次に移ります。日程第4、報告第32号 町内小学校における午前5時間制について、報告をお願いいたします。
- ○教育次長(佐々木信幸) 私からご報告をさせていただきます。

本日、資料は、事前配付させていただきました2種類ございます。北浦小学校からの提出資料 それから中埣小学校からの提出資料の2部になっております。

前回の教育委員会で、臨時会のときですね、4月から町内小学校2校で午前5時間制を実施するというお話が出まして、その内容について教育委員会でまだ確認したことがないということでしたので、急遽各学校長にお願いをいたしまして資料を提出いただいた内容でございます。いずれの学校でも、来年度からの実施の準備として試行というのをしております。北浦小学校の資料を見ていただきますと、1ページ目にこれまでの経緯というのがございますけれども、7月と11月それから2月ということで全3回、7日間、この午前5時間制の試行をしております。中埣小学校では2回、合わせまして5日間ということでこの試行をしているという内容でございます。こちらは、中埣のほうの1ページになります。

それで、ちょっと説明を何をしようかと考えたのですけれども、まず、時間割を見ていただいたほうが早いのかなと思います。北浦小学校の資料では8ページになります。中埣小学校の資料では31ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに、1日の時間割が記載してございます。どのように変えるのかというところですけれども、事業の開始、朝の会も含めて8時5分からとなっております。健康観察や朝の会となっておりますが、この開始が現在より10分間早まってございます。朝の開始がまず早くなると。それから、業間の休み時間、3時間目と4時間目の間は20分間という業間をとっておりますけれども、それ以外の業間は5分間となってございまして、これが通常は10分間とっているところを5分間に短縮するということになっております。それから、給食の時間、これが、

今ちょっと正式に何時から始まっているかというの、私確認はしていないんですけれども、給食の時間が遅くなります。それらの時間短縮と給食の時間をおくらせることで、午前中に授業を4時間から5時間にするというのが今回の変更の考え方でございます。やり方、手法ですね。

それで、その理由としてですけれども、もともと授業時数の確保というのがあるのですけれども、午前5時間制にするとなぜ授業時数が確保されるのかという部分なんですが、カリキュラムそのものが、例えば午前5時間にして午後から時間をふやすとかということでは、極端にはそういう話ではなくて、午前中に5時間をやってしまうことで、例えば午後からの会議あるいは先生の出張などで午後潰れる場合が今あるんですけれども、授業がですね、その場合に午前5時間やってしまっているので潰れる時間が1時間で済むと。これが、例えば6時間授業をやっている学年ですと、2時間潰れてしまう。その間、例えば自習を入れるとか、別の先生がかわりに入るとか、そういうことでやりくりをするんですけれども、どうしても授業時数が少なくなってしまうと。あとは、例えば授業参観やいろいろな行事などで午前授業という日が学校ではあります。時々ですね。その場合でも、4時間ではなくて5時間授業をすることで、1時間そこで確実に確保ができるというようなことで、午前5時間制というのがまず授業時数の確保につながるということになっております。

あとは、午後からの授業時間が1時間で終わりますので、午後の時間に余裕ができるという メリットがあるようでございます。その時間を、例えば先生と生徒とのかかわりの時間をふや すとか、あるいは地域の方々とのコミュニケーションをとる時間にするとか、そういったこと で午後の時間を有効に使うというようなところがメリットとしてあるようでございます。

今回の5時間制を導入する理由、例えば、北浦のまず1ページごらんいただきたいのですけれども、実施する理由として、早起きをして朝はしっかり食べてもらう。それで生活のリズムを確立。それから、授業時数の確保。先ほど言ったような内容での確保。それから、放課後の児童の自主性を大事にした活動時間の確保。それから、学校の先生の負担を減らすということ、授業研究等の時間、今までは例えば学校が終わって家に持ち帰っていろいろな授業の準備をしていたものが、午後の時間に余裕が出ることで勤務時間内にそういった作業ができるようになるというような時間、あるいは児童と触れ合う時間の確保、これが今回の5時間制実施の主な理由と期待をしてございます。

ただ、当然デメリットといいますか課題点があるというのがありまして、例えば北浦でいうと9ページのところに、職員を対象にしたアンケートなどがございますが、中段に午前5時間事業の短所(課題)は何ですかというところに、やはり午前中が長く、お昼御飯が遅くなるの

で集中力が続かないのではないかと。あるいは、5時間目に空腹になってしまうということで、 授業に集中ができない、朝食を食べてこない子はなおさらであるということで、やはり午前中 の集中力を子供たちが保てるかどうかというのが一番の心配になっていると。朝早く起きるこ とで生活のリズムがきちんと保てるという意見もあれば、逆に、子供たちの朝食がきちんとと れるのかというような心配も両面であるというところもございます。この北浦の場合ですと、 下のほうに5時間事業が教育活動に適しているかどうかというご質問、先生方の質問に対して は、余りそう思わないという方が5人で一番多い。あとは5時間事業は本校児童の負担になる とそう思うと答えた方が6人。あるいは職員の負担になるという方も6人ということで、先生 方の評価としては特にいいというわけではないのかなというのがちょっとここでうかがえると ころではございます。

中埣のほうも見ていただきますと、実施する理由としてはほぼ同じでございます。先ほど私から申し上げたほぼ同じでございますし、考えられる課題につきましても同じような課題が挙 げられているというところでございます。

17ページに、試行をした際の子供たちからの意見ですね、これは前のページにアンケート調査のグラフ等がありますけれども、感想が載ってございます。これは……令和元年度第2回午前5時間制アンケート結果ということでの資料になりますけれども、子供たちのコメントが載っておりまして、帰りが早くなってうれしいとか、午後1コマでうれしいといったり、集中できたという子もいる反面、やはりおなかが減ったと、おなかが減り授業に集中できなかった、掃除を急いでやるのが大変だった。この掃除を急いでやるのが大変だったというのは、実は今までは全部の時間が終わってから帰りの会があってお掃除をするということだったんですが、今の時間割で行くとお昼御飯を食べた後に、午後の1こまの前に掃除の時間があるんですね。それで、全校一斉にやる掃除で時間も決まっていると。今までは、全部の学年ばらばらなんですね。自分たちの時間が終わった後に帰るまでにやるというのだったんですが、それが一斉の時間でやると。これは、みんなで一斉にできるのでいいという方もあるし、時間制限があり忙しいというのもやはりあるようでございます。

あと、北浦と中埣との違いなんですけれども、中埣はやはり地域の方々とのコミュニケーションというのが大きく、中を見ると打ち出しておりまして、午後のあいた余裕の時間で地域の方々に入っていただいて、コミュニティースクールというような意味合いもあるようですけれども、学校と地域の方々との連携、これを今後進めていきたいというようなところが書いてあったように思います。

すみません、ちょっと雑駁な説明になりますがご報告ということで。あくまでも、この5時間制につきましては各校長先生がご自身の判断でできるという内容になってございますので、 実施については4月1日から実施するという方向で既に保護者の方々、あるいは学校評議員の 方々については周知を既にされているという内容でございます。

ちょっと文面見ますと、今後の課題としてスクールバスの運行時間ですね、北浦は余り変更ないというような感じでしたけれども、中埣については運行時間の変更などをちょっと検討しなきゃないというようなことが書いてありましたので、教育委員会でもその辺の調整は必要になるかと思いますが、基本的には学校の判断で実施をされるという内容で記載がございます。 すみません、私からの説明は以上でございます。

○教育長(大友義孝) ありがとうございました。

資料的な部分については今まで出していなかったので、これまでの経過についておわかりいただいたのかなと思いますが、それぞれ保護者や子供たちに何の相談もなくしてきたのではなくて、試行期間を捉えてやってきましたという内容です。小牛田中学校区、最初は3校で(「そうですね」の声あり)進めてきたんですが、小牛田小学校だけはそうじゃなくて通常、これまでどおりの考え方でいきますというような内容で、北浦と中埣に限ってこういった取り組みをしていくということになったようです。ただ、これ、小牛田中学校区だけでの相談ではなくて、町内全部の小学校でこの関係は勉強会をしたようでございまして、まず結果的に2校で。ただ今後、これから授業数の確保等々、それから教職員の働き方改革の部分も兼ね合いもあって、2学期制の検討も視野に入れていかなくてはならないということを何度もお話ししているんですが、その場合にこの午前5時間授業はどうなるかというと、それはそれとして続けていきたいという内容にあるようです。

ということでございますので、どうぞご質問、ご意見といいますか。後藤委員。

○委員(後藤眞琴) 意見じゃなく感想、僕、二読したんですけれども。この最初の……北浦ですね、実施する理由は中埣も北浦も同じだと思うんですけれども、僕が保護者の立場に立ったら納得できないのが、児童の「早寝早起き朝ごはん」を基本とした生活リズムの確立、今でも当然できますよね。朝8時15分までに来る、朝御飯食べて、早くっていう。それから、教員の授業、2つはわかるんですけれども、新学習指導要領云々ね、放課後の児童の自主性を大事にした活動時間の確保、これ……自主性を確立するって、小学1年生、2年生が自主性をどうやって確立するんだと、一体。勝手に遊んでいいんだとか、それでも疑問は感じます。次の教員の授業研究の時間、これはわかるんですけれども、児童と触れ合う時間の確保っていうの、

北浦小学校の場合、時間割にそれは載っていないですよね。中埣の場合には、寺子屋学習塾(仮) 20分って、20分載っているいるんですよね。そうするとこの理由が本当に、その理由に挙げたものをきちっとこれからしていくのかという疑問が残って、先生たちが今までの出張の時間、午前中5時間やれば午後1時間なので、午後に大体出張がある、研修なんかがあるので少なくなると、これはわかるんですけれども。それから、授業研究等の時間を確保すると、これもわかるんですけれども、じゃあ生徒とどうやって触れ合うんだと、休み時間、早く帰る時間が、早く帰れるからいいとかいいとか、これでもありますけれども。それまでの間に先生たちは児童と触れ合う時間の確保ですね、休み時間が触れ合う、今までの10分が5分になる、昼休みも業間の時間入れたら20分くらいなんですよね、どうやって触れ合うのか、それが全然見えてこないんですよね。ですから、その辺のところ。これは校長先生方それから教員の方、いろいろお話し合って、どこまで話し合ったのかも余りここから見えてこないですけれども。ですから、その辺のところで大丈夫なのかなっていう危惧の面、本当にします。そういう感想です。

- ○教育長(大友義孝) 私も心配な点はあるんです、物すごく。メリット性、今現在の部分メリット性を比較したときに、メリット性が多いからやるんだということにたどり着いたんだろうなと。逆に、5時間授業をやっていたところをもとに戻したところもあるんですね、現実的にですね。だから、そういったところを校長先生方も全部それらを耳に入れて、なぜそうなったかという部分を加味した上でこういう結論を出してきたという経過なので。一番はやっぱり子供たちにとってどういうふうに、後藤委員が言われるように、子供たちとどういうふうな触れ合う場をつくるのか、中埣だと寺子屋学習塾、仮の多分名前だと思うんですけれども、こういったことも北浦小学校の中でも考えていける形であればいいんだろうなとは思うんですけれども。栗原市の中でも一部の学校でやっていますし、今ここに宝江小学校、登米市の一部でもやっている、全校ではないんですね。学校判断でやっているということがありますので。今回、初めて資料が提出されましたので、委員の皆さんの思いもいっぱいあるとは思いますけれども、学校でやると踏み切っているわけですから、やっていいとも悪いとも、やめなさいとも教育委員会では言える立場にはないので、ただ状況だけはしっかりと把握しておくということにさせていただきたいと思います。どうぞ。
- ○教育次長(佐々木信幸) 先ほどの後藤委員の疑問のお答えになるかどうかわからないんですけれども、私がこれ読んだ印象として、生活のリズム、朝御飯をきちんと食べられるかどうかの部分なんですが、やはり、午前5時間をきちんと乗り切るためには朝御飯をきちんと食べな

くてはならないということがあるので、それを家庭でしっかりしていただくことで、「早寝早起き朝ごはん」の習慣に結びつくだろうということですね。ここできちんとしないと、午前5時間体がもたないので。そこをきちんとしていただくことに、(「それね」の声あり)ちょっと逆説的な話で……、

- ○教育長(大友義孝) 栗原市の教育長言っていたのは、給食の残菜が減ったというの(「それはありますね」の声あり)ことは言われています。確かにそうなんだろうなと思います。
- ○教育次長(佐々木信幸) ごめんなさい、もう一つだけ。北浦と中埣が同時に実施するという 理由の一つには、給食が、中埣は北浦でつくったものを運んで食べているという、時間的に同じにしないといけないという部分と、それからプールですね、夏の体育というかプールを使う際のプールも中埣にはなくて、北浦小学校のプールを移動して使っていると。共通の時間でそれをこなさないといけないというところがあるので、それらも、この中には書いてありますけれども、そういったことも理由の一つということで2校一緒にというのがあるようでございます。
- ○教育長(大友義孝) 成澤委員。
- ○委員(成澤明子) 学校裁量だから、学校がよいと思うような方法でやるのが一番だと思うんですが、9ページの北浦小学校のアンケートを見ると、職員に対してなんですが、一番人数多いのが教材研究ができたという8人なんですけれども、あとは、午後出張の場合に子供たちが授業を受けられないということが減るというところがあるんですけれども、それは何か大人の都合というか、先生方が本当に大変忙しいのを、それを解消しない教育委員会とか文部科学省とかが考えなければいけないところを子供たちの負担を強いているような印象があります。それで、下のほうで5時間授業について当てはまる番号ということで、余りそう思わないという人が5人で、あとは児童の負担になるかどうかっていうのにはやっぱりそう思うとか、あるいは職員にとっても負担になるっていう、何かこう、やっぱり余裕がない、時間の余裕がないっていうことじゃないかなと思いながら、この結果を見させてもらったんですけれども。一度やって、さらにやめてしまった学校もあるっていう、教育長さんの話だったんですけれども。本当にいいのかなっていうほうが、思いのほうが強いです。だから、大森さんみたいな今の現役の子供たちが学校に行っている方のお話とかはよく聞きたいなと思います。
- ○教育長(大友義孝) どうですか。
- ○委員(大森真智子) 先ほどあったように、やっぱり朝御飯ということに関してなんですが、 今も4時間授業でこの時間まで耐えられればいいからこのくらい食べて行きなさいとかってい

う言い方ではなかったんですけれども、でも実際5時間ってなって、今よりも20分くらい後 に給食を食べることになるんですよね。そうなると、親としてももうちょっとしっかり食べて いきなさいっていう、量をふやす、量をふやすことによって子供は早くは食べれないって考え ると、もうちょっとやっぱり早く起きなさいっていうふうには必然的になっていくのかなって いうのは一つあって、それは家庭にとって負担なのかって言われれば、始めてしまえば、ちょ っと最初のほうは負担になるとは思うんですが、それが子供にとって悪影響かっていうとそう じゃなくて、早寝・早起きできる分に関してはすごくいいメリットなんじゃないかなっていう のは思いますし、こういうふうに時間が変わっていくことで、多分誰が、学校で誰が一番最初 にこれになれていくかというと多分子供たちが、最初にもう何か、意外とすっとこの変化に対 応して行けるんじゃないかなっていうの、その柔軟性っていう面でというのがあるんですね。 なので、これに関してはそんなにもしかしたら負担はなくて、しかもアンケートにもあったよ うに、給食食べて帰りの会をやって、掃除も終わって、今まで2時間ここからあるって思って いたのが1時間で終わるというのはすごく子供たちには、その1時間で終われるっていうこと に対しての集中力っていうのは、今まで2時間やっていた部分に関してというところよりは高 いのかなっていう感じがしました。ただ、先生たちが、北浦小学校も、この5時間制を開催し た日数とかにもよるんですが、放課後の時間に、先ほどもあったように教材研究だったりだと か事務整理の時間が確保されるっていうことで、そういうふうには言っている反面、次の日の というか、その日の授業の5分の休憩の間での……次、これをやらなきゃいけないっていう準 備がすごく大変だったっていうのがあるので、その放課後のあいた時間で先生たちが次の日の その5分の間でもスムーズに行けるように授業準備をするっていう時間の確保までは、実際そ こまでは余裕がないのかなっていうのが、ちょっと資料で見れたというか。今までどおり、事 務整理をする時間は確保できたものの、次の日の授業のその合間合間を自分たちがよりスムー ズに行えるようにするための時間確保っていうところまでは行っていないのかなっていう印象 があって、それを導入していくのには大人の……柔軟性とか理解度が必要なのかなという印象 がありました。

- ○教育長(大友義孝) なるほど。
- ○委員(後藤眞琴) とにかく、余計なことですけれどもね、アンケートのとり方はもう少し考えてはと思います。 16ページ、午前中に5時間勉強しましたが、いつものように集中して学習できましたかっていう間に対して選択肢は、集中できた、どちらかというと集中できた、余り変わらない、となっていて、集中できないほうは1つだけで、余り集中できないというのは

ないです。そうすると、かなり恣意的な答えを最初から考えているのかなって勘ぐりたくなくなるんですよね。ですから僕たちも、アンケートとるときにはできるだけ……客観的に判断できるような選択肢を考えなきゃならないなと思いました。

○教育長(大友義孝) 給食の始まりが遅くなってつらかったっていう子供さんたちもいるから ね。やっぱり、たった20分くらい遅いんだけれども、そういうふうに思う子供さんたちもい るっていうことだから。

今まで段取りよくやってきたんだとは思うんですけれども、保護者の皆さんたちに1年前に もう説明してやってこられたという経過があるので、見守るしかないのかなと思いますね。

- ○委員(後藤眞琴) 見守るしかないですけれどもね。これ、聞いた限りでは学校側で5時間やりますよと決めて、保護者に説明したんですよね。どうですかという始まりはないみたい、少なくともこれ読んで。ですから、僕として、やっぱり手続上は、保護者の方に聞いた上でこういうふうに学校側で考えているんですけれどもどうでしょうかと。それは、繰り返しになりますけれども、どうもこのもらった資料からはそれが見えてこないんですよね。ですから、その辺のところ、教育委員会でも何かするときにはそういう手続をしていかないとだめだということ。
- ○教育長(大友義孝) そうですね、そのように思います。そのとおりだと思います。
- ○委員(後藤眞琴) それで、中埣小学校、地域と一体になってやるんですよと。それが、これ やるものなんですって言っておきながら、この場合にはそれはやっていないんですよ。僕は、 やったのかもしれないけど、この資料からはやったのが見えてこない。説明しました、その説 明はあくまでも学校側でこう決めましたっていう説明にしか読めないですね。
- ○教育長(大友義孝) そういうことですね、いろいろありますけれども。今後、実際、4月以降やっていくことになるでしょうけれども、その中で、途中途中やっぱり状態の報告は委員会にしていただくように、今後話をしていきたいと思います。(「本当によろしくお願いします」の声あり)よろしくお願いいたします。

では、以上で午前5時間制についての報告については終了させていただきます。 では、ここで、5分間くらい休憩させていただきます。55分、再開いたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前9時58分

○教育長(大友義孝) 休憩を解いて、会議を再開させていただきます。

日程第5 報告第33号 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について

○教育長(大友義孝) それでは、日程第5、報告第33号 第2期美里町子ども・子育て支援 事業計画(案)について報告をお願いしたいと思います。なお、今回の報告に当たりまして、 子ども家庭課櫻井課長と、子ども家庭課の今野参事が出席させていただいておりますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、報告をよろしくお願いいたします。

○子ども家庭課長(櫻井清禎) 皆様改めましてこんにちは。本日はお時間いただきまして大変ありがとうございます。

私からは、現在パブリックコメントで意見募集を行っております第2期美里町子ども・子育 て支援事業計画(案)についてお話しさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の第61条で5年おきとして教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施を定めるものとされております。

美里町においても、第1期計画を平成27年4月から令和2年3月までの5年間で計画を策定しておりましたが、今年3月で計画期間が終了することから、第2期計画といたしまして令和2年4月から5年間の計画を今回策定するものでございます。

この中では、幼稚園、小学校と関係する部分もございますので、本来であれば教育委員会で協議していただきながら策定するべきものでございますが、私どもの認識不足もございまして、計画の策定作業を進めてしまいました。この点、まずおわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

子ども・子育て支援法の中では、子ども・子育て支援事業計画の中で各年度の事業実施について定めることとなっており、策定期間にも定めがございますので、令和2年4月からの計画についてはあくまでも町長部局でまとめたものとしてスタートさせていただき、今後策定予定となります町の総合計画、教育振興基本計画の内容を踏まえ、その計画との整合性を図った上で教育委員会で協議をしていただきながら、令和2年度は子ども・子育て支援事業計画の内容

の見直しを行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 本来であれば、計画内容全てをお話しすべきところではございますが、この後の委員会の予 定も遅くなりますので、関係箇所について今野参事からご説明させていただきます。よろしく お願いいたします。

○子ども家庭課参事(今野正祐) それでは、私、子ども家庭課の今野と申します。本日は、教育委員会の場で説明させていただく時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。 それでは、私のほうから、今回策定いたします第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の内容について、教育委員会部局に関連いたします部分を中心にかいつまんでご説明いたします。 座ってご説明させていただきますことをご了承ください。

それでは、お配りしております資料、第2期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)の2 ページ目をお開きください。

課長の説明にもございましたが、この子ども・子育て支援事業計画ですが、子ども・子育て 支援法の規定により5年間を1期とした計画として市町村が定めなければならないとされてお ります。この規定により、美里町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間とし た第1期計画を策定してまいりましたが、今年度計画期間が満了を迎えることから、令和2年 度から令和6年度までを計画期間とする第2期美里町子ども・子育て支援事業計画を策定する ものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

3ページをごらんください。

3ページには、平成26年度から平成30年度までの美里町の子供人口等、5ページには幼稚園入園児童数等、6ページには小中学校の児童生徒数等の推移をグラフで表記しております。 続いて、10ページをごらんください。

平成30年度に小学生以下のお子様がいる保護者に対しまして、教育、保育サービスの利用 意向や、子育でに関する施策ニーズのアンケート調査を実施しております。その結果をグラフ 化するとともに、分析結果を掲載いたしました。

10ページから14ページは子育て家庭の状況について、15ページから17ページは子育て支援事業の利用状況について、18ページから24ページは地域の子育て支援事業について、25ページは育児休業制度の利用状況となっております。

26ページをごらんください。

26ページから29ページまでは、令和2年度から令和6年度までの子ども・子育て支援事

業における量の見込みとその確保方策についての数値を、それぞれ保育認定区分ごとに掲載しております。

30ページをごらんください。

各事業の推進の方向性として、幼稚園に関しての記載を行っております。中段になりますが、 幼稚園の今後の方向性として、現在町立幼稚園は3園あり、地域に根差した特色ある教育を編成し実践しています。近年、園児数は減少傾向にありますが、共働き世帯等の増加や幼児教育・保育無償化に伴い預かり保育を希望する世帯は増加が見込まれます。そのため、預かり保育については、保育ニーズを把握し、実情に応じた受け入れ定員の確保に努めます、といたしました。

また、国が進めている幼児教育・保育の一元的運用を視野に入れつつとし、美里町総合計画 の施策8、就学前教育の充実の施策の展開の一つとしている認定こども園への移行について検 討を進めていきます、といたしました。

次に、認定こども園についての今後の方向性として、幼児教育・保育無償化に伴い、今後保育ニーズが今まで以上に高まることを念頭に、教育並びに保育を必要とする満3歳児以上の子供に対する教育・保育を一体的に行うことの検討の必要性を記載し、特に幼保一体化施設として認定こども園に最も近いなんごう幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園化、またこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園については国の方針に準じて認定こども園に移行できるよう検討を進めていきます、といたしました。

次に、39ページをごらんください。

現在、文部科学省及び厚生労働省が連携して進めている新・放課後子ども総合プランについて記載いたしました。放課後児童クラブにつきましては、就労する親を支援する施策としてこれまで実施してまいりましたが、あわせて現在両省が整備を推進している放課後子供教室についての記載を行っております。

本町の対応の中段「さらには」の後になりますが、第1期計画において放課後児童クラブに加えて放課後・週末子供教室の計画的な整備を掲げましたが、実現に至っていないことから、今後も引き続き全ての児童等が放課後、週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と、放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験交流活動を行う事業(放課後子供教室)の一体型、または連携型の実施に向けて検討を行っていきます、といたしました。

また、その下の放課後児童クラブの受け入れ枠の拡大においては、今般利用児童の増大や、

施設の老朽化、さらには児童クラブまでの移動の安全対策を講じる観点から、最後の3行の部分になりますが、これまで困難とされてきた小学校における空き教室の活用について再度検討していきます、とさせていただいております。

40ページをごらんください。

放課後児童クラブと、放課後子供教室の一体的または連携的な実施ですが、2段目以降において、新放課後子ども総合プランにおいては、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携的な実施を推奨していますが、本町においてはその醸成にまだ至っておりません。今後は、未設置の地域における放課後子供教室の設置に向けて、学校及び地域との協議の場を設ける必要があります。放課後子供教室が既にある北浦地域及び南郷地域においては、放課後児童クラブとの一体的または連携的な実施に向けて検討していきます、としております。

続きまして、41ページから42ページまで本計画の基本方針を掲げ、43ページで施策の 体系を示しながら、44ページからは基本施策の内容を記載しております。

49ページをごらんください。

第3節、子どもたちが健やかに成長するために、の基本施策2、学校教育の推進においてですが、学校教育の充実は子供たちと直接向き合う教員によるところが大きいところから、学校教育専門員等を配置し、教員の資質能力の向上を図るとともに、少人数学級の編成により生活実感に根差した興味をかき立てる授業や、わかる授業の実施、子供たち一人一人の個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、心の教育の充実も図ります。また、地域に開かれた学校づくりを推進し、地域住民講師の参加などを得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動、読書教育の充実などを通じて、国際性や社会性、自立意識を持ち、健康で人間性豊かなあすの地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境を目指し、適正規模、適正配置や通学区の検討を行うとともに、小・中の連携や高校との交流活動などの実現を目指します、とさせていただいております。

- 50ページをごらんください。
- 3、家庭機能の充実と家庭教育の支援においては、家庭は子供たちの人格形成の上で最も大切な場所です。親の家庭において果たすべき役割を深めるためには、家庭教育に関する学習の機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります、といたしました。
- 4、子どもの貧困対策の推進についてですが、美里町教育振興基本計画の中に、子供の貧困 問題に関する事項の掲載がありましたが、美里町の子ども・子育て支援事業計画にはなかった

ことから、新たに基本施策の一つとして今回追加いたしました。

5、次世代を担う青少年の育成では、後段でまちづくり人材育成事業の推進や、平和学習の 開催、国際交流姉妹都市であるアメリカミネソタ州ウィノナ市などへの海外派遣事業を推進し ていきます、といたしました。

6、スポーツ・文化・芸術活動などの推進ですが、豊かな感性・創造性を育むため、美里町に継承されている伝統文化や、現代の芸術文化に身近に触れ、体験できる機会の充実と、学校や文化施設などを拠点として継続的に体験・習得できる機会の提供に努めます、と結んでおります。

51ページ、7、生活習慣等の学習提供と啓発運動の推進では、生活習慣は子供たちの健全な心と体に大きく影響を与えることから、「早寝早起き朝ごはん運動」の推進や、食育の推進、親子料理教室の開催など、保護者に対する学習機会を提供するとともに、家庭の意識高揚と啓発運動を推進します、といたしております。

53ページをごらんください。

第4節、地域ぐるみによる子育てを推進するために、の基本施策2、地域に開かれた学校づくりの支援においては、学校教育における志教育や、体験学習に地域の人材の活用を促進するために、家庭、学習、地域が連携した協働教育の推進や学校教育と社会教育の連携(融合)、生涯学習指導者や子育て支援ボランティア等の人材活用による地域教育力の向上を目指すとともに、地域における子供の遊びや子育てを支援する活動の核となるPTAやジュニアリーダー、母親クラブ、子育て支援ボランティアなど、青少年健全育成団体の育成と、活動の活性化を図ることにより、地域が支える学校運営を目指し、空き教室や体育施設を積極的に開放し、学校と地域との交流を促進します、といたしました。

最後に、55ページをごらんください。

第5章、計画の推進に向けての各主体の役割で、3、学校の役割として、学校は豊かな人間性や社会性の基礎となる能力を育てながら、子供の興味や好奇心を伸ばし、みずから考え行動することのできる教育環境を整備していくことが必要です。また、学校教育では、生きる力を育む特色のある教育活動や、確かな学力の定着、さらにはたくましい心と健康な体を育む指導の充実を図りながら、家庭や地域社会との関係をより深めながら、地域に開かれた学校を目指していくことも求められています、といたしております。

以上、簡単ではございますが、第2期美里町子ども・子育て支援事業計画に盛り込みました 教育委員会部局に関係する部分についての説明とさせていただきます。ありがとうございまし た。

- ○教育長(大友義孝) ありがとうございました。
 - これ、先ほどのお話ですと、今パブリックコメントを実施中ということなんですか。いつからいつまでになっておりますか。
- ○子ども家庭課参事(今野正祐) 現在実施中で、3月の中旬……、
- ○教育長(大友義孝) いいです。今のところ何か来ていますか、ご意見。
- ○子ども家庭課長(櫻井清禎) 今のところは特に意見は出ていない状況です。
- ○教育長(大友義孝) 先ほど、課長からおわびのお話も頂戴したわけでございますけれども、 第2期のこの計画なんですけれども、できるだけ前に、計画年次、平成17年につくってそこ から10年間継続してきたんですよね。平成27年に策定されて現計画があるんだけれども、 町の総合計画と町の教育振興計画イコール教育会議等と合わせるために1年間施行を延ばせな いのかというお話をさせていただいたことがあったんですね。であれば、計画期間が全て連動 になるというお話をしたところ、現在は5年刻みでやっているから、今現在進めています令和 2年度から新たに5年間の計画で進めていきたいと、そういう内容だったんですね。委員の皆 さん方も、あらそうなのということで見ているんですけれども、今後の展開として、パブリッ クコメントをもらってそれを可としたときに、令和2年度からスタートを切っていくんだけれ ども、教育振興計画とかなにかを含めて改正できる点は直していきたいというお話でよろしい んですね。
- ○子ども家庭課長(櫻井清禎) はい、そうですね。町の総合計画とあとは教育振興計画ですね、 今後策定されると思うんですけれども、その内容と整合性を図りながら、見直しかけていきた いと思いますので。
- ○教育長(大友義孝) ということなんですが、委員の皆様方、どうぞご意見。後藤委員。
- ○委員(後藤眞琴) これ、前に、今教育長さんのお話あったときにいただいて、一読させていただいたんですけれども。まず第一に、これ、今初めて見る、58ページにあります策定委員会条例に、委員は次の各号に掲げる者のうち、1、2、3って、学識経験を有する者、2、云々、3、関係行政機関の職員ってなっておりますよね。(「はい」の声あり)それで、これ2回目ですよね、こういうのつくったのね、第2期。そのときに、これはもう今、今野さんから教育委員会にかかわる、教育に関わる根幹の部分の説明がありましたけれども、まず第一に、教育委員会は合議制なんですよね。それ、こういうものがありますということがあって、みんなで時間をかけて協議をして決めていくことなんです。それを、今日、こういう読み上げた形でご了

承くださいっていうふうには、今までそういう運営はしてきていないですよね。それからもうパブリックコメントもしちゃったと。ですから、それで、僕お聞きしたいのは、こういう条例がありながら、教育委員会と協議をしながら進めて、この作成をするに当たっては、行かないとならないと、もう2回目ですよね、つくるの。気がつかなかったんでしょうか。

- ○子ども家庭課長(櫻井清禎) 委員おっしゃるとおり、第1期計画がございまして、その際も 協議はちょっと行っていなかったという経緯がございまして、今回、第2期計画策定をするに 当たっても、ちょっと本当に、大変申しわけなかったんですけれども、私どもの認識不足もご ざいまして、協議を行わないで進めてしまったということでございます。
- ○委員(後藤眞琴) もう一つですけれども、これ、先ほど、条例に学識経験を有する者ってあるんですけよね。そのことからも、教育委員会と、これはもうほとんどが教育委員会にかかわる部分ですよね、子供を健全に育てていくわけですから。そういう意見も出なかったんですか。
- ○子ども家庭課長(櫻井清禎) そうですね。策定委員会の中では、特に学識経験者として今回、 前回からなんですけれども、宮城大の先生にお願いしているんですが、特にそういったご意見 というのは出ていなかったということでございます。
- ○委員(後藤眞琴) 驚くんですけれども。そういうこと……。

それから、もう一つは内容にかかわることなんですけれども、この第1章第2節の、町の子育ての基本的課題となっている、これ、現状を見ているだけなんですよね。それで、課題は上がっていないんです、課題ってなっていながら。そういうことで、これ大丈夫なのかって思ってはいるんですけれども。パブリックコメントから何もなかったということですので、僕も……感じていることを正直に述べさせていただきました。

- ○教育長(大友義孝) どうですか、成澤委員さん。計画の内容と、進め方にも若干ならずとも問題はあったと思うんですけれども。中身を、今現在あるように、先ほど確認させていただきましたが、教育振興基本計画を今内容をやっているんだけれども、原案をね。それとあわせながら、この計画とマッチングさせていかなきゃないと思うんですよね。もう先行してこうします、ああしますってなっている部分があるんだけれども、そこに同じ目標でこう行くんであればいいんだろうけれども、いやこれはそこまで進められないぞっていう、教育委員会で考える部分もなきにしもあらずだったりするわけですよね。それを、合わせていくよということになろうかと思うんだけれども。その、これを直していくっていうときに、この策定委員会っていうのまた開かれることになるのかな。
- ○子ども家庭課長(櫻井清禎) 当日の資料ということで、スケジュールをお配りさせていただ

いていたんですけれども、見直しを図っていく上で、策定委員会ですね、令和2年度4回設定 しております。ただ、見直しの中身が多くなれば、この4回に限らずもっとこまめな形で策定 委員会を開催しながら、内容の見直しを行っていきたいと考えております。

- ○教育長(大友義孝) なるほど。そうだよね、これ、よく気づいて書いてもらったなと思って。 総合教育会議、ここが町長部局との調整機関の会議になってくると思うので、この目標を大体 11月ころに考えていると。そこまで、教育委員会としてもこの振興基本計画とあわせながら 考えていかなきゃない。恐らくこのタイミングになろうかなとは思うんですけれどもね。その 見直し作業として、こういうふうな形……、
- ○委員(後藤眞琴) もう、パブリックコメントまでしているので、あと総合計画ですか、それ とあわせて見直しするということの説明がありましたので、もうやむを得ないんじゃないです かね。二度とこういうことはしないようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願い します。
- ○教育長(大友義孝) そういう形で、今後進めていくということでよろしいですか。
- ○各委員「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ありがとうございました。じゃあ、その方向でね。今後進めて、一緒に 行きましょう。(「よろしくお願いします」の声あり) どうもありがとうございました。

では、退席していただいて。わざわざありがとうございました。(「ありがとうございました」の声あり)

日程 第6 報告第34号 美里町近代文学館長寿命化計画(案)について

- ○教育長(大友義孝) それでは、次に移ります。日程第6、報告第34号 美里町近代文学館 長寿命化計画(案)について、報告をお願いいたします。教育総務課長、お願いします。
- ○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) それでは、私からご説明をさせていた だきます。

さきに、美里町近代文学館長寿命化計画(案)につきましてご審議いただきまして、その内容につきましてパブリックコメントに付していたというところでございます。

お手元の資料は、参考様式5、(第7条関係公表用)ということで、これは現在(案)として つくっているものでございますが、1枚めくっていただいて2ページ目でございます。 パブリックコメント手続の実施経過についてということでございまして、募集期間が令和2年1月15日から2月14日ということでございまして、意見の提出者数と意見件数でございますが、ゼロ人ゼロ件という結果でございまして、特にご意見等はなかったということでございます。ですので、これをもちまして原案どおり策定という形にさせていただいて、あとこれをパブリックコメントの結果を公表するという形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

○教育長(大友義孝) ありがとうございました。

課長の報告のとおりでございます。後は手続の問題でありますので、このまま進めさせていただきたいと思います。ただ、課長、大森委員にこの長寿命化計画の資料が多分行っていないと思いますので、もとあるのとあわせて委員には後でお配りしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○教育長(大友義孝) では、次から、秘密会等の部分があるんですが、ここで若干休憩いただいて、二、三分の休憩で……、いいのか、資料も準備されているんだね(「配付します」の声あり)じゃあ、まず資料先に配付してもらって。36、37。

資料は全部渡りましたね。それでは、委員の皆様方にお諮りをさせていただきます。

次の日程は、報告第35号 公立・私立中高受験状況についてでございますが、こちらは学校教育専門員からの報告ということになりますので、この日程第7を日程第10の後に行わさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

さらに、委員の皆様方にお諮り申し上げたいのは、この日程第7の今の日程をずらした部分 も含めてでございますが、報告第35号の受験状況、それから報告第36号の区域外就学、さ らに報告第37号の指定校の変更並びに日程第10のいじめ・不登校対策、生徒指導の1月分 について、もう一つ、日程第11の基礎学力向上等について、この部分に関しましては学校名 個人名等が出てまいりますので、秘密会とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

それでは、日程第7から日程第11までは秘密会ということにさせていただきます。

それでは、これより秘密会となりますので、事務局、その準備をお願いしたいと思います。 傍聴人がいらっしゃれば、その旨お話し申し上げてください。

協議事項

日程 第12 令和元年度美里町議会3月会議について

- ○教育長(大友義孝) 日程第12、令和元年度美里町議会3月会議について協議をさせていた だきます。これは、教育次長ですか。
- ○教育次長(佐々木信幸) まず、資料の確認なんですが、この令和元年度美里町議会3月会議 については幾つか項目があるのですけれども、事前にお配りしているものは施政方針のみでご ざいまして、本日別に資料としてお渡しする内容が3つ……、今お手元に届いたのが、令和2 年度の予算に関する説明書の抜粋になります。それから、後でお配りしているものが、3月会議にかけられる議案、それから補正予算に関する資料となってございます。なので、私からの 説明とすれば、この後から配ったものの表紙に協議として令和元年度美里町議会3月会議についてという表紙がついておりますが、ここに1、2、3、4、4つございますので、この順番にご説明をさせていただきたいと思います。

当日配付となりました理由なんですけれども、本日が実はこの3月会議の告示日となっておりまして、議員の皆様方に議案書を送付する日となっております。それで、それ以前に同じ議案書を資料としてお出しすることがちょっとできなかったものですから、本日の配付とさせていただいたところですので、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、議案第68号 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案につきましては、この内容について以前臨時会の中で説明をさせていただいておりましたが、内容は学校医それから学校の管理校医、それから学校薬剤師の報酬の金額を変える、金

額を上げる内容になっております。ちょっと議案書の体裁が、今回総務課で直しまして、上段 に現在の表、それから下段に改正後の表というふうに議案が直されております。

表の中に4つ項目がありますが、学校医につきましては、現在8万5,000円を1校当たり10万5,000円に改正をさせていただくという内容です。保健所嘱託医というのは、実はこれ、同じ条例の中に入っているものですが、教育委員会ではなく子ども家庭課、保育所のほうの嘱託医の分でございますが、今回一緒に改正をさせていただくということになっております。次の、管理校医、1校当たり2万円を3万円と改正をさせていただきます。管理校医というのは、学校医というのは内科、歯科、眼科、耳鼻科と4種類の先生がいらっしゃるんですけれども、その中で内科を担当する先生がその主に学校の相談役といいますか取りまとめ役ということでお願いをしているということで、管理校医ということでさらに報酬をお出ししているということでございますが、これを2万円から3万円に改正をいたします。学校薬剤師、1校に1人ついておりますが、今まで3万5,000円だったものを4万4,800円ということで改正をさせていただくという内容でございます。

理由につきましては、次の2ページ及び3ページの議案の資料に記載してございますけれど も、近隣市町の報酬の水準等を踏まえて見直しを行うということになっております。

内容につきましては、遠田郡の郡医師会からもともと値上げについての要望の話もございまして、昨年10月にはその要望書というのをいただいておりますが、これにつきましては美里町だけではなく同じ郡ということで涌谷町の教育委員会とも以前から協議をさせていただいておりまして、その内容を踏まえて、今回改正とさせていただいておりますので、金額は涌谷町の学校医の報酬と同じ金額とさせていただいております。

学校薬剤師につきましては、今まで涌谷町が4万4,800円、美里町は3万5,000円 ということで差があったものですから、涌谷町の薬剤師の報酬に合わせて今回改正をさせてい ただくという内容になってございます。

続きまして、5ページからは、一般会計の補正予算になってございます。

7ページから、20ページまで、こちらは歳入の補正予算になってございます。

この歳入の部分につきましては、各課全て入っておりますので、教育委員会にかかわるもの につきましては、欄外の右側に丸印をつけてございます。これが、教育委員会に関わる歳入の 項目となってございます。

それから、21ページから最後のページまでは歳出に関する補正の内容でございまして、2 1ページ中段、10款教育費から矢印を下向きにつけておりますが、こちらから教育委員会に 関する歳出項目となってございます。

ただ、部分的に他課の予算が入っているところがありますので、ちょっと申し上げますと、 ちょっと私、印つけ忘れたのですが、29、30ページのところの、上の囲いの部分の下の3、 学校建設費という項目がありますが、教育費に予算は置いてございますが、これは町長部局が 管理する予算でございまして、総合教育会議で本日も来ておりましたが建設課が担当する予算 となってございます。

それから、ちょっと飛びまして、31ページ、32ページをお開きいただきたいと思いますが、一番下の、4目の文化会館費、こちらから次のページの33、34ページの下の囲いの真ん中、2目の体育施設費、ここまでは町長部局でまちづくり推進課が担当する予算科目となってございますので、ご注意をいただきたいと思います。

教育委員会としましては、次の35から36ページの部分の上向きの矢印のあるところまで、 13の教育費、さっき申し上げた他課の部分を除いて全て教育委員会が管轄する予算というこ とになってございます。

それで、一つ一つちょっとご説明する時間もございませんので、中身を申し上げますと、3 月ですので補正予算は非常に項目が多くなっておりますけれども、中身は当初予算あるいは補 正予算等で計上した予算につきまして、年度末までに支出する内容ですね、実績、これの見通 しをつけまして、その差額を補正すると。補正の内容は、全て歳出の減額、つまり不用額が出 るという見込みでおろすということが今回の主な内容になってございます。金額ですね、大き いもの、少ないもの多少ありますけれども、中身的には3月までの実績見込みを立て、それで 不用になった金額を補正でおろさせていただくというようになっておりますので、一応それで 説明にかえさせていただければと思います。

それらの歳出に合わせまして、国からの補助金や負担金など歳入の部分が変更される部分が ございますので、そういった部分については歳入のところで補正をさせていただいているとい うのが今回の補正予算の主なものとなっております。

よろしいでしょうか、そういう説明で。もしよろしければ、これで終わらせていただきます。 あと、もし、中身についてご質問とかお気づきの点がありましたら、委員会終わった後でも、 後日でも構いませんので、ご照会いただければお答えしたいと思っております。

次なんですが、続けてよろしいですか。(「どうぞ」の声あり)

それでは、協議の項目の3つ目になりますが、これは令和2年度の美里町一般会計予算になります。

こちら、別冊でとじさせていただいておりますが、これは、本来はこの予算書、多分この1 0倍くらいの厚みがあるんですけれども、そこから教育委員会にかかわるものを抜粋した令和 2年度の当初予算書の写しでございます。

先ほどと同じように、歳入、歳出の順番で書いてございまして、歳入につきましては、今回 はこの予算書についているページそのままでお話しさせていただきますけれども、11ページ、 12ページから始まりますが、やはり同じように教育委員会にかかわるものにつきましては、 右側に丸印をつけてございます。

ちなみに、12ページに、一番始まりのところに幼稚園の保育料とありますが、ここは今年 度途中からの幼保無償化によりまして、来年度の保育料は入らない、現年度分は入らないとい うことで、今回大きく変わっているところでございます。

このように、丸印をつけさせていただきました歳入ですが、ページにいたしますと34ページまで歳入の部分がございます。

それから、次のページを開きますと、195ページから歳出になっておりますが、9款までは全てはしょらせていただいておりまして、10款教育費から掲載をさせていただいております。

この中にも同じように、先ほど申し上げました他課の部分が入ってございます。(「いいんじゃないか」の声あり)よろしいですか。

- ○教育長(大友義孝) むしろ、私、委員の皆さんにお示ししたいのは、教育費の中での分割事項の予算、要するに自己点検評価で一覧表あるわけですよね、それがあって事務事業概要調書が委員の皆さんの手元にあれば、この事業でどういうことをするんだっていうのがわかる、この予算書見てもわからないんだよね。(「実施計画書のほうがよろしかったですかね、そうしますと」の声あり)結局、これ見ると、一つ一つのこまい部分がなっているわけですよね。一つ一つここに事業名が載っているから、大体こういうふうな事業にこれくらいお金使われるんだなっていうの多分わかっていただけるんだと思うんだけれども、この事業は一体何の事業なのかっていうのが見ないよね、この予算書。だからそっちのほうがかえっていいのかなともちょっと思うところもあって。
- ○委員(後藤眞琴) 僕、教育委員長を任せられたときに、この予習が大変で大変で、それで、 教育委員会でしている事業がありますよね、教育委員会でなくて全部ね、1冊ね、あれ出して いただければ、これと照らし合わせできるんですよね、今教育長がおっしゃった。それで、僕 も初めて委員長を引き受けたときに、こんな事業を教育委員会がしているんだと、こんなこと

もしているんだっていうの初めてわかったことがいっぱいありますので、教育委員の皆さんは わからない……一度だけもらったことあるんだけれども、あれないと、ほとんどわかりません ので、ぜひ、それは、それから1冊いただければ、ほかのところでもこんな事業をしているん だ、こんな事業をしているんだっていうのを。黄色い表紙がついていた記憶が。

- ○教育次長(佐々木信幸) そうです、はい。予算書と一緒につくる実施計画書というのが、事業別に1ページずつですね、書いてあるものが黄色い表紙でございまして、あと決算書と一緒につくる事務事業の施策の成果というほうですね、そちらは緑色の表紙の冊子でございます。そちらのほうが、では、
- ○教育長(大友義孝) あれ、これからのお願いになるかもしれないけれども、財政のほうに緑と黄色のやつセットでもらえば、かえって、うちのほうのコピーする手間とかね、そういった 部分を考えると、町の全部の事業が見えるのではないかと。どうだろうね。
- ○教育次長(佐々木信幸) はい。まず、その実施計画書ですね……、その部数としてですね、 お配りできる部数があるかどうか、ちょっと確認して、もしあれば用意させていただきます。 ない場合はコピーで対応して、なるべく早い時期にお届けさせていただきたいと思います。
- ○委員(後藤眞琴) 教育委員会、先ほども申し上げた、執行機関ですよね。農業委員会、選挙管理委員会もね。そうしたら、当然教育委員会の皆さんには配る部数を、どこでやるのかわかりませんけれども、総務課で考えておいてしかるべきだと思うんですけれども。よろしくお願いします。
- ○教育次長(佐々木信幸) はい。わかりました。

では、予算書の内容の説明は、これくらいにさせていただいて、その実施計画書をまずお届けして、内容でもしご不明な点があった場合はお問合せいただくということでよろしいでしょうか。

- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育次長(佐々木信幸) はい。では、実施計画書を準備したいと思います。
- ○教育長(大友義孝) 毎年、一般会計予算100億円を超える中で、十二、三%が教育費なので、かなりウエイトは高い管轄の委員会ですから。ぜひお願いいたします。
- ○教育次長(佐々木信幸) はい。わかりました。

それでは、4つ目の項目になります。令和2年度施政方針ということで、これは事前配付させていただいております。この中の教育委員会にかかわる内容としましては、何回か教育委員会で調整させていただきまして、最終的には副町長、町長の決裁を得て、企画財政課でまとめ

たものがこの冊子になります。

教育委員会に関する記述としましては、この中の20ページの下のほうから始まっておりまして、大きな変更はございません、前回皆様に見ていただいたものから。若干、てにをは的な体裁の変更はありますが、内容の変更はございませんので確認をお願いしたいと思います。あと、今回、全てのページつけておりますので、教育委員会でない部分、一度お目通しをいただければと思っております。

私からは以上です。

○教育長(大友義孝) ありがとうございました。

いっぱい、準備、大変お疲れさまでございました。新年度もこれに向けて可決されれば、施政方針にその予算がそれに向かっていくということになりますので、やっぱりそうすると事業計画書必要だね。(「そうですね」の声あり)ということでよろしくお願いします。

それでは、日程第12、3月会議については以上で終了させていただきます。また、資料のほうで不明な点、事務局までお問合せいただければありがたいと思います。

日程 第13 補助執行の協議について

○教育長(大友義孝) それでは、続きまして日程第13、補助執行の協議について、行わさせていただきます。

この補助執行の部分については、朝一の総合教育会議の中で町長からも依頼があったわけで ございます。教育次長のほうで案をつくっていただきまして、回答はお示しをさせていただき ました。漠然と異議ありませんということでありますが、背景には先ほど委員会、総合教育会 議の中でいろいろと述べられた内容が含まれているということでございます。

ただ、気になるのは、学校教育環境整備室長にという部分がちょっと私、思ったんですね。 室があるから室があるうちはここに補助執行させますよということになりますし、その規則の 中で職名が、室がなくなれば、自動的に補助執行もなくなるという扱いになっちゃうのかなと いうのも思ったりもしたものですから。

それと、あと人の部分ですね。人の部分についても、この誰が、今現在は教育総務課長が兼 務で室長を兼務しているわけですけれども、いろいろと聞いていると、佐藤課長に担ってほし いということがひしひしと感じるわけですね。そうすると、果たして4月以降の教育委員会事 務局の人事で果たしてそれが可能なのかっていうのが、若干気になるところがあるなと思って いたものですから、どうでしょう。後藤委員。

- ○委員(後藤眞琴) 20日の臨時会で、町長の代理で来られた副町長の説明でも人材が足りないんだと、正直言ってね。建設課がすべきもので、その建設課の今の職員ではこのPFIの事業を推進するのには足らない部分があるんだと。これが一つ。もう一つは、建設課とこの学校教育環境整備室長が、PFIの事業、建設課と教育委員会にある整備室長……この事業を進めていく人たちと交渉するに当たって二重になるんだと。そうすると、その二重になると、PFIを受け持とうとするのが2つ事務が出てくるから、それを1つにしたほうが時間的にも事務的にも煩雑でなく、時間的には早く、事務的には煩雑にならないので、この2つの理由だというんですね。ですから、この、今教育長がおっしゃった人材がこれはいないからっていうことは、この室長さんがそれに適しているから、その室長さんの補助執行をお願いするということで、今日、町長はそのように、はっきりはおっしゃいませんでしたが、そういうことを踏まえてお願いしますということだったろうと、僕はそういうふうに理解をしていて、ですから当然、この整備室長がかわれば、その人がなる……その専門家の人が配置されるんだろうというふうに理解しております。
- ○教育長(大友義孝) 私も、整備室長に今言われたような形で、それは望ましいと私も思うんですね、いろいろな内容があるんですが。ただ、これからいろいろ議会の全員協議会とか議会の説明の中で接したときに、これは課長と次長とまた違いまして、整備室長の名前だけの職名を例えば持ったときに、議会には出ませんから、そうしたときどうなるのかっていう背景も頭の中をよぎっているんですよ。ですから、課長補佐兼学校教育環境整備室長という方が、人じゃなくてね、そういう人が4月以降教育委員会では配置しますと、この方は議会は出ないですよ。じゃあ誰が答弁するのかと。誰もできないわけですよね。教育委員会ではないですから。あくまでも町長の権限ですから、町長どうぞ答弁してくださいというふうな形にもなると。だから、その辺のところ、ちょっと私危惧したんですね。
- ○委員(後藤眞琴) その場合ね、議会で必要なときにはそういう人に説明していただけると、 してもらえると、そういうただし書きみたいな議会の規則はないんですか。
- ○教育長(大友義孝) 今までの例によると、それは認められないでしょうね。今まで、参事職 で議会に参画はさせないということでしたから、ルール的に。議会のルールで。
- ○委員(後藤眞琴) 規則で、こういう場合に、例えばこのいろいろな今日やる、準備室なんか の場合にも、必要に応じてこういう人に意見を聞くことができると、

- ○教育長(大友義孝) それはできないわけじゃないと思うんですけれども、本会議以外でしょ うね、それは。
- ○委員(後藤眞琴) 本会議ではきちっと(「ないです」の声あり)議員さんたちに認めてもらえば、
- ○教育長(大友義孝) それは、議会の判断になると思うんですけれども、恐らくこういった会議がありますので、議会のほうに出席を求めますと、地方自治法上の依頼が来るわけですよね。その際に、説明員として教育長は出席しますけれども、説明員としては誰ですよっていうふうな、説明員を報告するためにそのときに出してやるんですけれども、そのときに特定の案件なので、例えば環境整備室長の前の肩書があって、課長補佐兼学校教育環境整備室長を説明員として出しますよって言われて、議長が「うん」って言うかどうかはこちらの権限にはないと。議会でそれでだめですよと、今までのルールからするとそれはないですよって言われたときに、じゃあ誰がどのように答えるんですかと言われたときに、わかりましたと、では教育次長、教育総務課長並びに教育長が答えますよということはできなくなるわけですよね。そうしちゃうと。だから、強いて言うならば、教育委員会事務局の中に学校教育環境整備室長という方がいたときに、PFI事業に関しては教育委員会は何の責任もないわけですよね。でも、内容的にはどうしても関係するものだから、把握しておかなきゃないと。わかっているんだけれども、今度言えないっていうことになるわけですよね。例えばですよ。そこがちょっと、はっきりと右左のルールが、私はできないんじゃないかなとちょっと思っていたんですよ。
- ○委員(後藤眞琴) それは、これ教育委員会の持っている仕事ではなくて、町長がこういうふうにしたいのでお願いしますと、それは、教育環境整備室長に補助執行をお願いする、そういうことで僕たち承諾したわけだね。そうすると、議会と町長が、その点、教育長さんが懸念している部分をちゃんとしてくださいということは、こっちから要請できる。
- ○教育長(大友義孝) それはそうですね。それは附帯事項じゃないですけれども、そのことを一緒に申し添えることにはなろうかと思いますね。直接会って、判こ押したやつを直接私持って、そのことを言いますから。どうでしょうね。私の頭の中には、4月以降の町の職員の人事異動の構想も頭の中にあるものだから、なかなか一概に「うん」って言えないぞって、私思っているんです、実は。ちょっと、ここでは会議中発言は控えさせていただきますけれども、なかなか言えないところがあるので。
- ○委員(後藤眞琴) 教育長さん、この回答ね、きちっとただし書きを、ただ異議ありませんでは全面的に認めたことになりますので、今の部分をつけ加えて認めますと。(「附帯事項」の声

あり)これ、お願いしますね。

- ○教育長(大友義孝) 附帯事項、入れたほうがいい。
- ○委員(後藤眞琴) 僕は思いますね。皆さんどう。
- ○教育長(大友義孝) 口頭でいいんでないですか、責任持って私言ってきますから。
- ○委員(後藤眞琴) 文書に残さないと、いや聞いていないとなっちゃうかもしれない。僕だったら聞いてませんとか。
- ○教育長(大友義孝) しっかりと、町民並びに議会、いろいろなところに対して責任ある回答ができるような環境を整えていただきたいというふうな趣旨のことですかね。どこであってもね。
- ○委員(後藤眞琴) 今日、教育委員会で改めて議題にした意義がありますよね。
- ○教育長(大友義孝) そうですね、わかりました。じゃあその部分。文面については、こちらにお任せしていただいてよろしいですか。
- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) じゃあ、そのような感じで、文書をつくって、これに加えて、直接私持っていくということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、この案件については了とすることでよろしいですね。

- ○各委員 「はい」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ありがとうございました。

日程 第14 学校再編について

○教育長(大友義孝) では、続きまして日程第14、学校再編ついて行います。伊藤君、入ってもらって。(「はい」の声あり)

まず、日程第14の学校再編なんですが、今回、設置要綱の案ということで、まだ確定までいかなくていいんだね。確定は来月させることでいいの。(「そうですね」の声あり)今回は協議の段階でまだ継続していていいってこと。(「はい」の声あり)わかりました。

では、説明のほう、まずお願いいたします。

○教育総務課主事(伊藤大樹) 教育総務課の伊藤大樹と申します。よろしくお願いします。 それでは、資料に基づいて説明させていただきます。失礼しますが、座って説明させていた だきます。

まず、ホチキスどめの、美里町新中学校開校準備委員会要綱(案)についてですが、1月定例会でご協議いただいた部分で、その内容をもとに修正した資料となっております。あと、A 3カラーの資料が要綱(案)に合わせて修正した図となっております。

まず、要綱(案)で修正した部分ですが、まず第1条の冒頭部分のところで、前回まで既存の3校の町立中学校を1校に再編したとしていたものを、美里町立学校の設置に関する条例第4条に定める中学校を1校に再編したという表記に修正しました。

続いて、第3条の部分なんですが、人数の表記を追加した部分と、1月定例会の要綱(案)では保護者の枠が2つあったんですが、今回第5号の小・中学校・幼稚園の保護者及び元保護者という表記にして1つにさせていただきました。

あと、第1号と第5号で、小・中学校、幼稚園というところの表記の前に町内という表記を 追加しております。

続いて、第6条の委員会の会議を定めている部分ですが、ただし書き以降の部分を追加して おります。第1回目の委員会の会議は教育長が招集するという部分を追加させていただきまし た。これは、第6条以降で定める委員長、副委員長、代表者会、検討部会の委員を決める前の 会議についての記載がなかったため追加させていただいた部分になります。

次に、3ページ目ですね、別表の協議事項の部分なんですが、学校運営・教育課程検討部会の協議事項で修正した部分がございます。

まず、1月定例会までは、学校教育目標や教育計画の設定など、4つほど協議事項を設定した部分があったんですが、教育課程と修正させていただきました。

1月定例会でお示しした要綱(案)では、教育目標や時間割、校務分掌などの協議を準備委員会で行うとしていたんですが、それらの部分については教職員が行う分野であるとの成澤委員からのご指摘があったため、修正させていただきました。今回修正した部分で、教育課程という協議事項にさせていただきまして、この部分については教育課程そのものを協議するわけではなくて、教育課程を編成する際の前段の部分について協議することと考えております。これは、平成29年告示の中学校学習指導要領の総則で、地域の実態を考慮して教育課程を編成すると示されていることから、地域実態の調査・検討という部分で住民や保護者の皆様の意見が必要であると考えまして、学校運営・教育課程検討部会の協議事項とさせていただきました。

続いて、A3のカラーの図の修正した部分について説明をさせていただきます。

上段の代表者会の構成員の部分なんですけれども、1月定例会までは各検討部会から部会長

と代表者1人、保護者の方1人の合計9人としていたんですが、さらにその中に委員長と副委員長を含めるという表記にしていまして、わかりづらい部分がありましたので、今回、委員長、副委員長とは別にそれぞれ検討部会の代表者3人という表記にさせていただいております。そのため、合計の人数が代表者会で11人程度の構成員と修正しました。検討部会の部分については、要綱(案)の修正した部分を反映させておりますので、ごらんいただければと思います。 資料の説明は以上となります。よろしくお願いします。

○教育長(大友義孝) 改正点、学習指導要領のもよく見ていただいて、その上での教育課程というような内容に整理をしたというところで、大変お疲れさまでございました。

いろいろと整理をされてきたんでありますが、実質的にはこれから人を選んで、そして今度 は運営をしていくということになろうかと思いますが、今現在、まだ旧PTAの役員さんとか 保護者さんもまだ動いていない状況の中で、今度はそれを継続していくということになるので、 1回目の会議の予想としては5月か6月ころを予定しているんでしょうかね。(「そうですね… …開催する予定でした」の声あり)それを踏まえて、委員の皆さんからご意見頂戴したいと思 いますがいかがですか。

○委員(後藤眞琴) 前回の定例会のときに休んで申しわけないんですけれども、これ見ますと、 PTA・通学・住民連携検討部会、これ1、2、3の住民連携のスクール・コミュニティとな っていますよね。それで、今度学校運営・教育課程検討委員会の教育課程の地域実態の調査・ 検討、そうするとこれはスクール・コミュニティって考える場合、当然地域実態の調査・検討 をしなきゃならないことになりますね。それで、今、伊藤さんから説明ありました中学校教育 ……指導要領ですか、その解説を見ますと、伊藤さんは前半の部分をお読みいただいてくれた かと思うんですけれども、最後まで読みますと、教育課程の部分を地域の人たちがある程度、 会議……話し合いができるというふうにも読めるかと思うんですよね。成澤先生からお話があ った、成澤先生の場合には、今、文部科学省の進めている地域との連携を強めなきゃならない ですよ、それは一つには文部科学省がお金出すの嫌だから、地域の力をいっぱい借りて学校や りなさいということなの。ですから、必ずしも、この教育課程の中に住民が意見を述べられな いんだっていう狭い解釈でなく、もうちょっと広い解釈もできる余地はあるっていうの、その 部分も、そういうこともわかるような形で、この教育課程のところ説明入れていったほうがい いんでないかということと、もう一つは、これは田んぼの中学校、田圃の中学校構想っていう の、これ、名前も含めて教育委員会で考えたほうがいいんでないかということですので、その 田圃の中学校構想の名前も含めて、もうちょっと考えていったらいいんじゃないかと思います。

- ○教育長(大友義孝) 今の2つですね。ネーミングの部分、それから教育課程の部分については、これは真ん中のPTA、通学・住民連携検討部会の(3)の住民連携のところと、これ、スクール・コミュニティになっているけれどもコミュニティースクールのことかな。コミュニティースクールのことだね。(「スクール・コミュニティという言い方というか、そういうものも出てきているというようなところも聞いておりまして、言葉の整理は必要かなとは思いますけれども。コミュニティースクールのことです」の声あり)(3)の住民連携と、右側の教育課程のその地域実態の部分というのは住民連携の部分も多分あると思うんだね、ここね。だから、ここ、どういうふうに整理するかっていうところですね、後藤委員。
- ○委員(後藤眞琴) そうです。スクール・コミュニティってなると、文部科学省がしたいと思っているのとちょっと違って、スクールを中心とするコミュニティーだよと。コミュニティースクールっていうのは、コミュニティーがスクール、コミュニティーとスクールが連携してやるんですよっていう意味に捉えられるかと思います。多分、文部科学省で言っているのはコミュニティースクールなんでないかと。それ確かめて。
- ○教育長(大友義孝) そうですね、これ、ここの分野、学校教育法、教育基本法かな……、教育基本法13条の地域連携の部分との関連だと思うので(「そうですね」の声あり)ここ、すりかけて、そして要綱が成案として動き出せるように。次の、3月会議の中では確定させなきゃないとは思いますけれどもね。
- ○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) そうですね、それまで見ていただいて、いろいろとご意見をいただきながら。今、お話あったように、すごく密接な関係があるというか、教育課程と本当に一体となるようなくらいのものだと思いますので、ここの整理をしていく必要があるのかなとは思います。
- ○教育長(大友義孝) じゃあ、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、学校再編については以上で終了ということにさせていただきます。

それでは、ちょっと1時になってしまいましたが、もう少し我慢してくださいね、委員の皆 さん。

審議事項

- 日程 第15 議案第21号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携 施設に関する協定書の締結について (小規模保育事業施設みつば ち保育園)
- 日程 第16 議案第22号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携 施設に関する協定書の締結について(事業所内保育事業施設ハミ ング保育園)
- 日程 第17 議案第23号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設こすずめ園)
- 日程 第18 議案第24号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携 施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさ ま保育園)
- ○教育長(大友義孝) 次は、審議事項になります。こちらは議案4カ件出ておりますが、相手方が違う、協定の部分なんですけれども、相手方が違うので議案を別々に示させていただいております。協定内容については同じでありますので、その議案の1つだけ説明をさせていただいて、その上でお諮りをさせていただきたいと思います。

それでは、日程第15 議案第21号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設みつばち保育園)、続いて、日程第16 議案第22号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(事業所内保育事業施設ハミング保育園)、日程第17 議案第23号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設こすずめ園)、日程第18 議案第24号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま保育園)。

こちらは、相手方が異なっており、協定の内容は一緒のものでありますので、同時に上程させていただきたいと思います。まず説明をお願いいたします。

○教育次長(佐々木信幸) では、私から説明いたします。

議案第21号を例にご説明を申し上げたいと思います。この、議案第21号につきまして、 表紙を見ていただきたいのですが、1から4までございます。1は協定の相手方となっており ますが、こちらは事業を運営する事業者の名称でございます。2が、その事業者が運営する施 設の名称。こちらは、株式会社さくら園が運営するみつばち保育園ということでの議案になっ てございます。連携する施設というのは、美里町の町立幼稚園、3園ございますが3園全てが 対象になります。協定の内容、こちらについては協定書の内容を見ていただきたいと思います けれども、内容につきましては前回の定例会でも少し説明しましたけれども、要するに保育園 を新たにつくろうとしたときに、一番問題になるのはその卒園した後の受け入れなんですね。 こちらの保育園につきましては、次のページを見ていただきますと、依頼文書の中に施設概要 という欄があって、ゼロ歳児から1歳児、2歳児の人数が書いてございます。それで、ここで この施設は終わりなんですが、2歳児の8人が卒園した際に、ではその先どうするのかと。そ の先も確保して施設の運営をしてくださいよというのが美里町のこの協定のもとになる条例で すね。そういった指導をしているということでございまして、協定書の内容を見ていただきま すと、次のページですね、対象となる施設の概要としてこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、な んごう幼稚園と3つございまして、この3つとこのみつばち保育園とで連携協定を結ぶという ことで、実際は運営している最中も先生同士の交流であったり指導だったりというところも、 中身は含まれますけれども、大きなところは卒園後の受け入れということになってございます。 次のページを見ていただきたいのですが、卒園後の受け入れ、第4条という欄がございまし て、こちらにはこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、なんごう幼稚園で合わせて4人という表記 がございます。依頼文書では2歳児が8人になっておりましたが、受け入れの要望としては4 人、この残りの4人はどこに行くのかというと町内の保育園とそれぞれ別途この連携協定を結 ぶということになってございますので、幼稚園で受け入れてほしいのはこの4人という人数で すということでこの表記になってございます。

幼稚園側とすれば、保育所にいる子供さん、いらっしゃらない子供さん合わせて入園の申し込みがあれば全て受け入れるということで現在やっておりますので、連携協定あってもなくても、それは受け入れるということになりますので、余り支障はないのかなと考えておりますので、連携協定を結ばせていただくということにしております。

中身につきましては、今申し上げたとおり、それぞれの施設の人数や受け入れの人数に差は ございますけれども、協定の内容は全て一緒となってございます。先ほど、相手先が違うとい うことでお話ししましたが、実際は、議案第22号と23号の事業者は同じなんですね。ただ、 施設が違うということで、協定としては別々に結ばせていただくということで、4つの議案あ りますが3つの事業所で4つの施設ということになってございます。

議案第21と22号につきましては、今年ですね、令和2年4月1日から開所する施設でご

ざいますが、議案第23号、24号につきましては、既にもう開設している施設となっておりまして、議案第23号のこすずめ園は平成30年の4月1日、議案第24号ではおひさま保育園、これは平成31年の4月1日開設を既にしているところです。今回、この協定につきましては、本来開設する前段として結ぶのがいいのですけれども、開設後の猶予期間というもありまして、その間で結んでもいいですよというその範囲に書いているということで、今回改めて、既に開設している事業所さんからも連携協定を結びたいということで議題が来ております。こういった形で、今回4つの施設との連携協定を結ばせていただきたいということで、議題として出させていただきました。本日、これ、議決いただきましたらば、改めて連携協定の協定書を締結させていただくということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○教育長(大友義孝) では、以上で議案の説明を終わります。質疑に入ります。質疑ございませんか。どうぞ。
- ○委員(成澤明子) 質問この協定書というのは、毎年行うものなんですか。
- ○教育次長(佐々木信幸) そうではございませんで、一旦この事業所と協定を結べばそこの事業者、施設とはそれで終わりということになります。(「自動継続していくのね」の声あり)そうです。この中に条文がございまして、(「6条」の声あり)効力の期間、第6条ですね、ちょっと見ていただきたいのですが、協定書の効力は基本1年間ですけれども、満了前に甲、乙、特に意思表示をしなければ1年間さらに延長されるということになりますので、特に申し出がお互いなければ引き続き継続される協定ということになってございます。
- ○教育長(大友義孝) よろしいですか。(「ありがとうございます」の声あり) そのほかに、次、 ございませんか。

じゃあ、1つだけね。協定書の中の第4条の卒園後の受け入れ、ここが一番ポイントだと思うんだけれども、1号認定児童って何の1号認定児童とかわからないんだよね、これ、こういう書き方しちゃうと。

- ○教育次長(佐々木信幸) 1号認定というのは、幼稚園の園児というところでの認定になりますね。
- ○教育長(大友義孝) だから、何々条例第何条による第1号認定児童という書き方しないと、 協定書は成り立たないということだと思うので、ここを修正すればいいのかなと、ちょっと思 っていました。

そのほか質疑、ありませんね。

- ○各委員「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ないようですので、質疑を終結いたします。 では、討論に入ります。討論ございますか。
- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) ないですね。討論がないということでございますので、直ちに採決に入ります。まず、議案第21号、子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設みつばち保育園)について、原案のとおり承認したいと、一部ですね、1号認定の部分の修正を加えて承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第21号については承認をいただきました、可決いただきました。ありがとうございました。

それでは……議案第22号の質疑、ございますか。

- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 質疑なしでありますので、終結し、討論に入ります。討論ございませんか。
- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 討論なしということでございますので、採決に入ります。議案第22号、 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結に ついて(事業所内保育事業施設ハミング保育園)について、一部の文言を加え原案のとおり承 認したいと思いますが、委員の皆様方の賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第22号については可決いただきました。ありがとうございま した。

続きまして、議案第23号について、質疑ございますか。

- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 質疑がないということでございます。討論に入ります。討論ございます か。

- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 討論なしでございます。終結し、採決に入ります。議案第23号、子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設こすずめ園)について、協定の一部文字を加え、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でありますので、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。 続きまして、議案第24号、ご質疑ございますか。

- ○各委員「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 質疑なしということでございます。討論に入ります。討論ございますか。
- ○各委員 「なし」の声あり
- ○教育長(大友義孝) 討論なしということでございます。終結し、採決に入ります。議案第2 4号、子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の 締結について(小規模保育事業施設おひさま保育園)、協定内容に一部文字を入れまして、原案 のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第24号につきましては、可決いただきました。大変 ありがとうございました。

それでは、審議事項を以上で終了いたします。

その他

○教育長(大友義孝) その他に入ります。

その他案件、行事予定それから卒業式、それから次の定例会の開催日について、協議をさせていただきたいと思います。

まず、行事予定等についてですが、配付…… (「今からです」の声) 配付のとおりでございます。質問等については、後ほど承りたいと思いますので、ごらんいただきたいと思います。

その中にあります、小学校、中学校の卒業式、それから幼稚園の終了式について、委員の参加についてご案内が来ております。毎年のようにでありますが、振り分けをさせていただいて、卒業式、終了式に出席していただければと思いますが、予定の部分について、この日、この場所はというところ、都合の悪いところございましたら、この場で調整をしたいと思いますがいかがですか。

まず、中学校、3月7日土曜日です。後藤委員、留守委員、いいですか。大丈夫ですか。(「はい、今のところ大丈夫です」の声あり)留守委員は大丈夫ですか。(「はい」の声あり)じゃあ、不動堂中学校は成澤委員さん(「はい」の声あり)よろしくお願いします。ここ、大森さん、不動堂中学校に行きたいくないですか。(「大丈夫です、行っても」の声あり)私、南郷中学校、町長だそうなんですよ、今年。たまたまなんですけれども。大森委員さん、不動堂中学校に行っていただきますか。(「はい」の声あり)では、中学校は以上のようにお願いいたします。

なお、事前に急遽都合が悪くなったといった場合は、事務局に連絡ください。後で調整しな がら出席をいたします。

それから、幼稚園ですね、幼稚園のほうについてはいかがですか。こごた幼稚園には後藤委員と留守委員、よろしいですか。(「はい」の声あり)後藤委員と留守委員セットですね。じゃあ、ふどうどうも成澤委員と大森委員セットで、いいかな、成澤委員だけでいいね、なんごう幼稚園と保育園は祝辞は大森委員にお願いするので。幼稚園は、かわいいので。じゃあ、ここはそのままでお願いします。

次に、19日の小学校です。ここは、ちょっと教育次長にも参加していただくことになるんですが、よろしくお願いしますね。それぞれ、留守委員さん、いかがですか。(「はい」の声あり)お願いします。不動堂は大森委員さん、よろしいですか(「はい」の声あり)お願いします。北浦小は教育次長、お願いします。(「はい」の声あり)中埣小は後藤委員お願いします。青生小については、私が行きます。南郷小については成澤委員お願いいたします。(「はい」の声あり)

ちなみにここは、町長は中埣小学校、後藤委員さん、よろしくどうぞお願いいたします。 祝辞については、原稿素案、前もって委員の皆さんのところに届けることにしたいと思いま すので、その中で加筆、修正をいただいて構いませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思 います。

- ○委員(後藤眞琴) 祝辞について、留守委員さんお願いします。(「はい」の声あり)
- ○教育長(大友義孝) 留守委員さんね。不中、成澤委員さんですね。

- ○委員(成澤明子) 中学校は、変わったんでしたっけ。
- ○教育長(大友義孝) 中学校は、成澤委員さんと大森委員さん。
- ○委員(成澤明子) 交換になったんですよね。
- ○教育長(大友義孝) いやいや、2人で。(「不動堂中」の声あり)2人で。どちらかでお願い します。

幼稚園は、皆さんに同じもの届ければいいんだね。

では、以上でよろしくお願いいたします。

では、最後に教育委員会の定例会の開催日でございます。事務局案ありますか。この日にしてくださいというの。

- ○教育次長(佐々木信幸) まず、3月会議ですけれども、議会ですね、最終日の予定は恐らく 3月23日ではないかと思われますので、24日以降の日にちでお願いをしたいと思っており ます。
- ○教育長(大友義孝) どうなんだろうな、月曜日告示して26日……、じゃあ26日の1時3 0分にしますか。(「はい」の声あり)26日、1時30分に定例会の会議ということにいたします。

そうすると、23日告示でいいんですよね。(「そうですね」声あり) じゃあできる限り告示 と同時に教育長報告もつくりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員(後藤眞琴) 予習するの大変ですけれども、ここで聞いていてもほとんどわからないので。
- ○教育長(大友義孝) 今度、二、三ページで済むようにしますから。余り、人事案件がないと ね、そんなにボリュームはならない。
- ○委員(後藤眞琴) よろしくお願いします。
- ○教育長(大友義孝) わかりました。

では、次回は3月26日、午後1時30分、場所はここでということにさせていただきます。 では、その他のその他、何かありますか、事務局で申し添えること。この場で。(「ございません」の声あり) よろしいですか。

では、皆さん、インフルエンザ、コロナウイルス、お気をつけになっていただきたいと思います。若干、今から卒業式心配なんですね。そこ、卒業式を取りやめするという部分については、なかなかいかないのかなと思うんですけれども。ただ、何か見つかると潜伏期間が14日間休まなきゃないというので、それが学校も先生が罹患して4日、5日で学校閉鎖を解いたと

いう情報なんかもあるので、もしそういったケースは規定的に14日間はやっぱり休すまざるを得ないだろうなとは思っているんですけれども。そのときは、万が一のときは、委員の皆さんとまた協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。以上をもちまして、令和2年2月教育委員会定例会の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして会議を閉じたいと思います。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後1時25分 閉会

上記会議の経過は、	事務局教育総務課藤﨑浩司が調整したものであるが、	その内容に相違な
いことを証するため、	ここに署名いたします。	

令和2年3月26日

署	名	委	員					
罗	夂	禾:	昌					